

○国土交通省令第六十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第五条第四項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第一条の八第一項第四号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年七月八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部

を次のように改正する。

第四条第一項の表第一号中「地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域（次号において「地中海海域等」という。）を「海域（南極海域を除く。）」に改め、同表第二号中「地中海海域等」を「令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）」に改める。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域」を「海域（南極海域を除く。）」に改める。

附 則

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百十六号）の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（令第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置）</p> <p>第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。</p>	<p>（令第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置）</p> <p>第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。</p>
<p>船舶の区分</p> <p>一 総トン数一万トン（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶</p>	<p>船舶の区分</p> <p>一 総トン数一万トン（令別表第一の五に掲げる地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域（次号において「地中海海域等」という。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶</p>
<p>装 置</p> <p>油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>	<p>装 置</p> <p>油水分離装置（法第五条の三第二項ただし書の規定により燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあつては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）</p>
<p>二 総トン数一万トン（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶</p>	<p>二 総トン数一万トン（地中海海域等）にあつては、総トン数四百トン未満の船舶</p>

2
3
(略)

2
3
(略)

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）（抄）（第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ビルジ等排出防止設備） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、総トン数四百トン以上一万吨未満の船舶であつて専ら政令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）を航行するものには、前項に規定する装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（ビルジ等排出防止設備） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、総トン数四百トン以上一万吨未満の船舶であつて専ら政令別表第一の五に掲げる地中海海域、バルティック海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域を航行するものには、前項に規定する装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しなければならない。</p> <p>3（略）</p>